

一九九〇年代における日本・EU関係の発展

——期待と懸念——

田 中 俊 郎

- 一 はじめに
- 二 貿易摩擦の歴史
- 三 対応の変化
- 四 新しいパートナーシップへ
- 五 最近の動き
 - (一) ASEMの登場
 - (二) 二国間関係の強化
 - (三) ユーロ導入の影響
 - (四) 通商ラウンドのパートナーとしてのEU
 - (五) 参考となる「新大西洋アシエンタ」
- 六 おわりに

一 はじめに

一九九九年六月二〇日、ボンで日・EU定期首脳会議が行われ、日本側から小渕首相、EU側からシュレーダー独首相、サントール欧州委員長などが出席した。今回の首脳会議は、一九九一年以来第八回目にあたる。

「共同プレス発表」⁽¹⁾がだされ、(1) 幅広い分野における日・EU関係の一層の強化、(2) 政治対話 ①コソヴォでのG-8の結末の確認およびEUのイニシアティブと日本の貢献、②ロシアの改革支持、③朝鮮半島における平和と安定の促進、④インドネシア支援と東チモールでの住民投票の実施確保など、(3) 経済および貿易関係 ①マクロ経済発展、②日・EU規制緩和対話の深化、③適合性評価(規格)の相互承認協定の原則合意、④日・EUビジネス対話の強化、⑤WTOにおける日・EU間の協力強化など、協議の要旨が発表された。会議そのものはわずか四〇分ほどのものであり、在京の欧州委員会代表部代表大使も帰欧しなかったが、それは日・EU関係が安定している証拠とも理解しうるし、逆に首脳会議が形骸化しているとの解釈もできる。以下、本稿では、一九九〇年代の日・EC/EU関係の展開を、一九八八年以降を中心にフォローし、二一世紀を迎えようとしている両者の関係がどのような状況にあるかを説明することを目的としている。

二 貿易摩擦の歴史

日本とEC/EUの関係は、一言でいえば、貿易摩擦の歴史であった。⁽²⁾その原因のひとつは、EC/EUの権限そのものの発展にあった。EECは、関税同盟を予定より一年半前の一九六八年七月に完成させ、域内関税を

全廃し、日本などの第三国に対して共通関税を設定した。EEC条約は、さらに、一九七〇年一月から通商に関して構成国が有していた権限をすべてECに委譲し、欧州委員会が理事会の委任に基づいて交渉することを定めていた。このため、通商問題は、原則的には二国間関係の議題ではなくなり、日・ECの関係で処理されることになった。しかし、政治や安全保障の対外関係は、そのまま構成国の権限として残り、わずかに外交政策の協議システムが一九七〇年一〇月以降欧州政治協力（EPC）として誕生したに過ぎなかった。その後一九九〇年代に入ってECがEUへと衣替えをしてEPCから共通外交安全保障政策（CFSP）へと発展をみせても、日・EU関係の中心議題が通商問題であることに変わりが無い。

ともあれ、欧州委員会是一九七〇年、共通通商政策の発動にともない、アジア諸国のなかで日本だけを先進工業国グループに分類し、特別の地位を与え、これまでの構成国と日本との二国間協定に代わってECと日本との包括的協定を作成する交渉に入った。交渉の第一ラウンドは一九七一年九月一七・二四日、第二ラウンドは一九七二年七月六・八日にそれぞれブリュッセルで行われたが、結局合意に至らなかった。最大の問題は、EC構成国の一部（フランスやベルギーなど）に残っていた対日セーフガード（緊急輸入制限）条項をEC共通のものとするという欧州委員会の要求であった。結局、日本側が欧州委員会の要求を拒否した結果交渉は決裂し、その後今まで包括的な通商協定は、EUと日本との間には存在しない。

この間、ECとわが国との間の貿易収支は、日本側の黒字、EC側の赤字が固定化し、しかもその幅は急速に拡大した。一九六七年までは日・EC間の貿易収支は、年によって黒字と赤字が交互したが、一九六八年を境に日本側の黒字、EC側の赤字が慢性化したのである。しかも、日本からの輸出は集中豪雨型で、自動車、エレクトロニクス、ベアリング、鉄鋼、造船などの特定産業分野に集中した。日・EC関係を彩るエピソードも多々起

きた。一九七六年一〇月経団連の訪欧ミッションが受けた対日批判の嵐による「土光ショック」によって、貿易問題が政治問題に発展したが、一九七八年三月の牛場・ハーフェルカンブ共同宣言で終息した。一九七九年三月には、日本人を「ウサギ小屋に住む仕事中毒」と描写した欧州委員会の内部文書が漏洩し、日本政府が抗議する一幕もあった。一九八二年一〇月には、フランス政府が、日本製ビデオ機器の通関業務を内陸港のポアチエに集中する措置を一方的にとった。EEC条約に違反する、このフランスの措置は、翌年四月に撤回されたが、ビデオ機器にとどまらず、自動車を含めた日本製品が、現地生産へと切り替わるきっかけをなした。

日本の対EEC黒字は一九八五年からふたたび拡大傾向になり、一九八六年には前年比四五・一%増の一六七億ドルに達し、一九八七年末には、二〇〇億ドルになった。日本側でも、EECだけに的を絞ったものではないが、中曽根康弘内閣が採択した一九八五年七月の「アクション・プログラム」に代表されるように、度重なる対策を講じてきた。一九八六年には、日本とEECの間で、カラーテレビ、同ブラウン管、ビデオ機器、フォークリフトなどが輸出モニタリングの対象となった。しかも、同年四月には、「前川レポート」が提出され、日本の経済構造を輸出主導型から内需拡大型へ転換することが提言された。

しかし、結果として出てくる統計数字は、対日批判を押さえるものよりも、むしろ火に油を注ぐものばかりであった。このため、対日批判の声はさらに大きくなり、一九八六年三月に採択されたEECの「対日結論文書」で欧州委員会は、日本の黒字と市場の閉鎖性を激しく批判した。同年九月に始まったGATTのウルグアイ・ラウンドで「利益の均衡(BOB)」、別称「日本問題」を取り上げることが強く主張したのも、欧州委員会であった。

三 対応の変化

しかし、その後の日・EC関係は、比較的穏やかに推移し、ECの日本に対する見方と戦術も徐々に変化してきた。その転換期は、一九八八年にみいだすことができる。

一九八八年四月外相理事会で採択された「ECと日本の関係に関する声明」⁽³⁾では、「日本たたき」ともいえるECの一方的な対日批判や「ショッピング・リスト」的な要求が後退し、日本の構造調整の姿勢を歓迎し、「日本との経済・貿易関係が正しい方向に向かっている」と評価したのである。

第1総局（対外関係）極東担当局長（一九八九年当時）であったサイモン・ナッタルは、英国上院の欧州問題委員会で以下のように証言している。「顕著な特徴は、過去の日本と現在の日本との間の違いである。経済分野では、状況は今や大きく異なっている。日本政府は、過去一二年の間、これまでの状況を改善すべく、とくに輸出主導ではなく、内需拡大を通じて、大変真剣な手段をとってきた⁽⁴⁾」と日本政府の努力を高く評価した。このように、日本が変わったという認識がヨーロッパ内、少なくとも欧州委員会の内部では、強まっていた。

他方、日本側でも、ECに対する見方が次第に変化してきた。きっかけをなしたのが、一九八八年三月に公表された「チェッキ―ニ報告」⁽⁵⁾である。わが国では、一九九二年末までに域内市場の完成を目指した「域内市場白書」と単一欧州議定書はあまり注目されず、むしろ、ECが「ヨーロッパ要塞」と化すことが危惧されていた。一九八五年から八八年まで対外関係担当委員を勤めたウィリー・ドクレルク委員は「日本は、米国以上に『ヨーロッパ要塞』を心配していた⁽⁶⁾」と回顧しているほどであった。

「チェッキ―ニ報告」による域内市場の経済効果予測が発表され、わが国でも急速に「一九九二年」ブームが

起こったことは事実である。日本政府は、EC 経済が「一九九二年」プロジェクトを通じて、より活性化し強化されることは、世界経済の発展、ひいては世界の安定と平和に大きく貢献すると原則的に歓迎した。しかし、同時に、EC が「ヨーロッパ要塞化」し、経済ブロック化することを警戒し、排他的で、保護主義的なものにならないようにとの働きかけを行ってきた。⁽⁷⁾

具体的には、日本政府は、まずこの一九九二年を機に、EC 諸国が対日差別輸入数量規制 (QR) を完全撤廃することを、EC の市場統合が外に開放されたものになるかどうかの試金石とみなしていた。対日 QR は、一九五五年に GATT に加盟した時、日本の輸出を警戒した EC 諸国が設定したもので、当時英国とアイルランドを除いた一〇カ国で、一三〇品目が残っていた。域内国境での検問廃止を目指す欧州委員会も、国別規制を一九九二年末までに廃止したいと考えており、この点では日本政府と意見を共にしていた。結局、残存対日差別 QR は、一九九四年三月には完全に撤廃された。

個別案件では、日・EC 間で最大の懸案となっていた問題は自動車であった。当時は、日本車の輸入について国別規制が依然として存続していた。フランスは新車登録の三%を上限とし、イタリアが直接輸入四五〇〇台、スペインが直接輸入一二〇〇台、ポルトガルが二〇、〇〇〇台という輸入制限が行われ、英国とも業界間の自主規制で新車登録の一%が目安となっていた。難しい交渉の結果、一九九一年七月三十一日に欧州委員会と日本政府は、日本車の輸入規制問題で最終的な合意に到達した。二〇〇〇年からの完全輸入自由化を前提に、一九九三年から九九九年までを移行期間として、日・EC 双方が、EC 市場全体と輸入規制を行ってきた五カ国の個別市場についてモニタリングを行うことになった。EC 市場全体については、一九九九年の総需要を一五一〇万台と仮定し、日本からの輸出は年間一二三万台となった。日本側は、ヨーロッパで生産・販売する日本車を含めた台数

を一二〇万台とするというサイドレターの受取を拒否し、日本メーカーがEC域内で生産する現地生産車を規制の対象しないことになった。

他方、日本企業は、ECの「一九九二年」に対して、ビジネス・チャンスの拡大と締め出しの危険性の両方に対応できるよう、一九九二年末までに域内に拠点を築こうと急激な進出を開始した。背景には、一九八五年九月の「プラザ合意」でのドル安容認による円高によって、日本企業が初めて世界戦略を展開できるようになっていたことがあった。日本貿易振興会の調査⁽⁸⁾では、一九九八年一二月末現在で、ヨーロッパとトルコに進出した日系の製造企業（日本側出資比率一〇%以上）は、八八三社に達している。一九八五年末までに進出していた企業は一二二社であり、六七一社は、単一欧州議定書が調印された一九八六年以降の設立である。とりわけ一九八七年（五六社、対前年伸び率二二・五%）、一九八八年（五七社、一八・七%）、一九八九年（九一社、二五・一%）、一九九〇年（七六社、一六・八%）、一九九一年（六二社、一一・七%）の五年間に大幅な伸びをみせたことを裏付けている。しかし、一九八九年をピークに、その後対増加数は鈍化傾向にあり、一九九二年（四四社、七・四%）、一九九三年（三六社、五・七%）、一九九四年（二六社、三・九%）、一九九五年（四二社、六・〇%）、一九九六年（四四社、六・〇%）、一九九七年（三五社、四・五%）、一九九八年（三六社、四・四%）となっている。

四 新しいパートナーシップへ

一九八九年一月九日、冷戦の象徴となっていたベルリンの壁が開放された。以後、雪崩のような勢いで冷戦構造が崩壊する過程で、日本もECもその国際的な役割を再検討することを余儀なくされた。

そのような模索の試みのひとつが、いわゆる「オワダ・イニシアティブ」である。外務省政務担当審議官であった小和田恆は、「日本とE.Cとの間を、経済だけでなく、もっとトータルな関係にしなければならない」と思っており、わが国とE.Cとの間にも「米・E.C共同宣言」のような協力関係を樹立することを決意し、対話の制度的な整備を提案した。日本側の申し出に、E.C側には戸惑いがあつたようであるが、一九九一年五月のドロール委員長の訪日を機に原則が同意された。しかし、宣言案作成作業は、E.C側とりわけフランスが貿易不均衡を是正するため「利益の均衡」など表現を盛り込むことを求めたため難航し、小和田がブリュッセルに飛び、案文を詰めたほどであつた。ロンドンでの先進国サミットに出席するため海部首相が訪欧する折が機会となつたが、最終段階になつて、共同宣言の調印とE.C側が求めた自動車自主規制のサイドレターの受取り問題とがリンクされ、断念されかかつたこともあつた。⁽¹⁰⁾しかし、日本側が断固たる態度をとつたことによって、海部首相と議長国オランダのルベルス首相、ドロール委員長との首脳会談の直前になつて妥協が成立した。

一九九一年七月一八日に採択された「日本とE.Cおよびその加盟国との関係に関するハーグ共同宣言」⁽¹¹⁾では、自由、民主主義、法の支配および人権の信奉、市場原理、自由貿易の促進を謳い、政治、経済、途上国援助、環境、資源・エネルギー、国際犯罪、科学技術、学術・文化・青少年交流など広い分野での協議と協力を求めている。問題の表現では、「相互の市場への衡平なアクセス」という表現が盛り込まれた。

制度的には、①日本国首相と欧州理事会議長および欧州委員長との年次協議、②日・欧州委閣僚協議の年次会合、③日本国外相とEU加盟国外相（トロイカ）および欧州委員会対外関係担当委員との年二回の協議、④議長国による閣僚会議の日本政府代表への報告とE.C代表に対する日本の外交政策の通報などが盛り込まれた。他のチャネルは、すでに前例があり、より活発な利用を求めたものであるが、新基軸は、欧州理事会議長、欧州委員

会委員長と日本の首相との年一回の定期首脳協議である。先進国サミットと時期を合わせて行われることが多く、一九九四年を除いて、毎年開催されている。

マーストリヒト条約によってEPCはCFSPへと衣替えし、EUの政治外交分野の重みはさらに増すことになった。このため日・EUトロイカ外相会議を支援するため、政務局長レヴェル（日本側首席・政務担当外務審議官）の協議も定例化した。この分野における日・EU協力の具体的な成果としては国連における武器輸出登録制度の創設があるが、対人地雷や地球温暖化防止問題では共同歩調がとれなかった。

しかし、双方の多忙な政治日程をやりくりして行われる首脳、閣僚レベルの対話は十分時間をかけて、大きな効果を挙げてきたとは言い難い。そこで、それらを補っているのは、事務レベルの広範な協議である。一九七三年以来の日・ECハイレヴェル協議（日本側首席・経済担当外務審議官）、一九九一年一〇月から開始された日・欧州委員会援助政策協議、一九九二年一月から始まった日・欧州委員会環境ハイレヴェル協議をはじめ、金融、貿易統計、流通、産業政策・産業協力、貿易促進協力、自動車、消費者政策、独禁法、郵政、運輸、科学技術、環境、援助政策、ビジネス、電気通信、労働、水産物貿易、WTO、規制緩和などのさまざまな分野別の専門家による対話、協議、会合、フォーラムが開催されるようになっていく⁽¹²⁾。

この間、理事会は、一九九二年六月一日、欧州委員会が五月に提出したコミュニケーション「一貫したグローバル・アプローチ——ECの対日関係レビュー」⁽¹³⁾を採択したが、原案とは異なり政治対話を前面にだし、経済の部分の後ろに回し、日・ECの政治対話の重要性を強調した。そのなかで、理事会は、「貿易、産業、政治、科学と技術、開発援助、社会問題などにおける積極的な協力が促進されてきた」ことを述べると同時に、「政治対話と政策調整が進展した」ことを歓迎した。

民間でも、「共同宣言」を受けて、日・EC/EU 関係強化を求めるさまざまな提言がだされた。一九九二年に提出された、ブライアン・ブリッジスの手になる『EC・日本関係——パートナーシップを求めて』⁽¹⁴⁾は、ヨーロッパ側からの呼び掛けであった。日本側からも、日・EC 経済関係研究会の手になる『日・EC 経済関係 明日への提言——真のパートナーを目指して』(通称、真野レポート)⁽¹⁵⁾が一九九二年十二月に外務省に提出され、九〇項目に及ぶ政策提言が行われた。さらに、日本国際フォーラムは、『欧州との政治協力——二一世紀に向けての日本のアジェンダ』⁽¹⁶⁾と題するレポートを一九九三年一月に提出し、日・EU 間の政治対話と協力を求める提言がなされた。先に引用したナツタルは、欧州委員会を辞した後、一九九五年九月の時点で、日本と EU が依然として「不承不承のパートナーである」とし、「より緊密な関係を発展させる条件が存在するか、より効果的なものにするために何が行われねばならないか」を考察した。⁽¹⁷⁾

提言の効果もあり、例えば一九九四年秋から三年余駐日欧州委員会代表部代表を務めたヨルン・ケック大使は、離任にあたって、一九九八年一月二八日日本記者クラブ主催の昼食会で「真野レポートによって、実質的・積極的な日・EU 関係の構築を提案して以来、両者の関係がパートナーシップという考え方でとらえられるようになったのではないか」と語っている。⁽¹⁸⁾

欧州委員会のこの時期の対日政策は、米国の結果重視のアプローチとは一線を画し、ルール重視の協調的アプローチが特徴となっている。欧州委員会は、一九八〇年代後半までは米国の対日政策を模倣、追隨する傾向にあったが、米国とは異なるアプローチをとるようになっていた。一九九五年三月八日欧州委員会が発表した「ヨーロッパと日本——次のステップ」でも、両者の政策の効率について以下のように論じている。「最近の米国政府は、公然と攻撃的な政策を遂行している。すなわち明示的な輸入目標を求め、それをコミットメントとみなし、

それが守られないと、一方的に三〇一条やスーパー三〇一条を適用すると脅しをかける」。「EUも同様なアプローチを日本に対してとるべきであるとの見解も時には表明されることがあるが（中略）EUは、米国と同じような包括的な関係を日本との間に有してはおらず、一方的な貿易制裁は世界貿易における不安定要素であると同様に反対する」¹⁹。

さらに、欧州委員会は、このコミュニケーションのなかで、「国連の常任理事国になりたいという日本の要請をEUとして支持すべきである」と提案し、日本政府を喜ばせた。しかし理事会は、五月二九日に採択した結論文書で、この問題に関してEU内で審議をしていないことを理由（イタリアの反対があったと伝えられている）にこの段落を削除したものの、日本の役割を高く評価し、政治面での対話をさらに緊密にすることを求めている。

このように一九九〇年代に入って、日本とEC・EUの関係はさらに新たな発展をみせたが、その根底には、とくに一九八八・九〇年の時期の日・EC貿易関係の顕著な改善があった。日本の輸入拡大によって、ECの対日輸出が一九八九年には、前年比で二〇％も伸び、貿易収支の赤字がドルベースで前年比一三・三％減少した。さらに、一九九〇年もマイナス六・四％を記録した。個別案件としては、消費税の導入と種類等級に廃止によるワイン・アルコール飲料問題の解決、ベンツやBMWなどのヨーロッパ製高級乗用車の大幅な輸入拡大などがあった。さらに、日本企業の対EC投資が急速な伸びを示し、「EC一九九二年ブーム」とヨーロッパ経済の成長を下支えしていたことも一因となっていた。ところが、わが国で経済の加熱、いわゆる「バブル」が崩壊したことによって、一九八八年から九〇年までの貿易関係の改善がいわば「粉飾決算」であったことが判明した。一九九一年の対日赤字は、前年に比べて四八・〇％も増加し、二七四億ドルになり、一九九二年には史上最高の三一二億ドルの赤字を記録した。その原因は、EC側ではドイツの統一にともなうドイツの輸入増加（五六億ドル）、

日本側では高級嗜好品の輸入急減である。とくに注目すべきは、ヨーロッパ製高級乗用車輸入の落ち込み（二〇億ドル）よりも、印象派などの絵画輸入の減少額（二四億ドル）が大きかったことである。

しかし、一九九三年からEUの対日赤字はふたたび減少し、前年比マイナス一五・八%、一九九四年にはさらにマイナス一六・二%を記録した。とくに、自動車、衣類、医薬品、航空機に輸出増加が顕著である。欧州委員会も、「ヨーロッパと日本」のなかで「一九九三年の赤字減少が主にヨーロッパでの不況による輸入減少であったのに対し、一九九四年の減少がEUの対日輸出が一五%伸びたことによってもたらされた」と歓迎した。⁽²⁰⁾ その後の貿易収支のEUの赤字は、一九九五年に前年比マイナス四・三%の二二五億ドル、一九九六年に前年比マイナス三六・六%の一三六億ドルへと低下した。しかし、一九九七年の日・EU貿易は、消費税引き上げ後の消費の落ち込みによってEUからの輸入が減少し、円安による輸出の好転によって、EU側の赤字は、ふたたび大きく拡大し、前年比五〇・八%の二〇五億ドルとなり、一九九八年はさらに五七・九%で、三二四億ドルとふたたび過去最高を記録した。⁽²¹⁾ このように日・EU貿易関係は、景気の動向によって大きな影響を受け、依然として構造的な貿易問題が存在することを立証した。

しかし、日・EU関係そのものは、一九八〇年代半ばのようにトゲトゲしいものではなく、成熟し、安定した関係になっている。もつとも問題がまったくないというわけではない。一九九五年一月の第四次拡大にともない新規加盟国がEUの共通関税システムに組み入れられることで生じた関税の高騰により日本がこうむった不利益を相殺することが協議の対象となった。これについては一九九五年一二月に妥協が成立した。日本側は、EU向け自動車輸出モニタリング・システムを新規加盟国にも適用することに同意し、一九九五年の輸出見通しは一〇七万一〇〇〇台に設定された。しかし、ヨーロッパにおける日本車の販売不振によって一九九五年の輸出実績は

七九万二〇五八台にとどまった。その後も、自動車の監視枠は、ヨーロッパ経済の動向を反映する乗用車・商業車の需要予測を下に算出され、監視最後の年となる一九九九年については、一二四万五〇〇〇台で合意されている。⁽²²⁾ として、一九九三年から続いてきた輸出監視制度も、予定通り一九九九年末をもって終了することが確認されている。

定期協議の対象となっている規制緩和については、一九九八年一〇月一二日東京で開催された日・EU閣僚会議において、EUより日本へ一八分野、二〇六項目の規制緩和要望が提出された。⁽²³⁾ 日本側からも閣僚会議後の追加項目を含めてEUにおける規制・市場アクセスについて一七分野、五七目の要望が提出されている。⁽²⁴⁾

個別案件では、ウィスキーと焼酎の酒税格差問題がたびたび取り上げられ、EUは一九九五年六月二三日にWTO（世界貿易機構）に提訴した。当事者間の協議が不調に終わり、一九九六年一〇月小委員会（パネル）で日本は協定違反の判定を受けた。この結果、わが国は酒税の改正を余儀なくされ、焼酎に対する酒税は、段階的に引き上げられることになり、その第一段階は一九九七年九月一日に開始された。

五 最近の動き

（一）ASEMの登場

一九九六年、日・EU関係は、より大きな地域対地域の関係のなかに入ることになった。欧州委員会は、一九九四年七月一三日理事会に対して「新アジア戦略に向けて」⁽²⁵⁾を提出したが、これはEC/EUが初めて策定した包括的なアジア政策である。理事会は、同年一月二三日欧州委員会の提案を採択し、EUがアジアにもっと目

を向けるべきことを決定した。そこに、一九九四年一〇月、シンガポールのゴー・チョクトン首相によってアジア欧州首脳会議の提案がなされた。EU側は、ASEAN（東南アジア諸国連合）の提案を「新アジア戦略に向けて」に対するある種の回答とみなしているが、APEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みから除外されているEUにとって、ASEANの提案はいわば渡りに船となった。

アジア・ヨーロッパ会合（ASEM⁽²⁶⁾）と命名された首脳会議は、一九九六年三月一二日、バンコクで開催され、発表された議長声明では「さらなる成長のためのアジア欧州パートナーシップ」が謳い上げられ、政治対話の強化、国連憲章と世界人権宣言などの尊重の再確認、国連改革での協力、軍縮協力、両地域間の貿易・投資などの経済関係の拡大、その他の分野での協力推進（科学技術交流・人材開発協力・開発協力、環境問題・麻薬・資金洗浄・テロその他の国際犯罪などに対する協力、両地域の文化的関係、とくに人的交流の強化）、フォロアップ措置などが提唱された。

これまでバイラテラルな会合はあったが、ASEMは、グループとして初めてアジアの一〇カ国とヨーロッパの一五カ国、計二五カ国＋欧州委員会の首脳が参集することに大きな歴史的な意味があった。しかも、これまでアジアを軽視しがちであったヨーロッパの指導者にアジアの重要性を認識させる意味でも、非常に良い機会となった。今回限りにせず、対話を継続し、協力を推進しようとの決意を表明したことがとくには重要である。もちろんすべては、謳い上げた「アジア欧州パートナーシップ」をいかに築いていくのか、フォロアップ措置や検討課題を実行に移し、対話と協力の具体的な成果があげていくのかにかかっている。

ASEMを創設する過程において、日本は主役でなく、議長国のタイを立ててサポーター役を演じたが、より積極的な役割を期待するアジアとヨーロッパの双方から不満がだされていた。ASEMにおける日本の立場は、微

妙である。日本は、地理的にはアジアの一員であるが、市場開放、知的所有権の保護、民主主義、人権の擁護などの議論の多くは先進国である米国やEUの立場に近い。このため、日本はヨーロッパのコンテクストでアジアを考えるとともに、アジアのコンテクストでヨーロッパを考えねばならない。換言をすれば、ASEMは、日本にとって、対ヨーロッパ外交であると同時に、対アジア外交でもある。当初、外務省内部の布陣をみると、対アジア外交に力点が置かれていた。西欧諸国との二国間関係を所管とする欧亜局西欧第一課、西欧第二課やEUを所管とする経済局国際経済第一課ではなく、アジア局地域調整課がASEMの主管になったことがそれを示していた。しかし、その後外務省では、アジアとヨーロッパとの協力を促進するため、一九九六年夏から経済局国際経済第一課のなかにASEM室を設置し、省内の調整と英国での第二回首脳会合に向けての準備にあてたのである。ASEMの第二回首脳会議は、一九九八年四月ロンドンで開催されたが、ASEMを取りまく国際環境は大きく変化していた。一九九七年七月タイで始まった通貨危機は、インドネシア、韓国、ロシアへと連鎖反应的に飛び火し、アジアの経済成長の神話が大きく傷ついた。ロンドン会議には、経済危機の影が色濃く落とし、対話と協力のムードに水を差された印象を与えた。二〇〇〇年一〇月にソウルで開催が予定される第三回首脳会議までに経済の回復が待たれている。

日本にとってASEMは、機会と危険性の双方をもつものである。上述のようにASEMは、これまでなかったアジアとEUを結ぶマルチのフォーラムであり、両地域の対話と協力を促進するものとして日本にとっても歓迎すべきものである。しかし、日・米・EUの三極体制という考えに慣れてきたわが国にとって、米・EU・日本を含めたアジアという三極体制は馴染みのないものであり、頭では理解はできても自分のものにするには時間がかかるコンセプトである。しかも、ASEMに象徴されるEU・アジア関係の発展のなかで、日・EU関係が

埋没する危険性も内包している。日下淳によれば「日欧関係はより成熟した方向に進んでいるが、欧州とアジア全体の経済関係の中で日欧関係をとらえると、そのウェイトは相対的に小さくなっている。欧州委員会の関係者によると、委員会内部では世界の三極構造を考える場合、従来の日本・米国・EUという図式ではなく、アジア・米国・EUという構造でとらえることが多くなった。この傾向は、さらに強まっていくとみられる」⁽²⁷⁾。

(二) 二国間関係の強化

もうひとつの展開は、わが国とEUの主要構成国との二国間関係の強化がある。一九九六年に、EUの主要構成国との間で、一連の行動計画が合意された。日独の間では五月二〇日ボンで池田外相とキンケル外相が「日独パートナーシップのための行動計画」に合意し、日英の間では九月二日東京で池田外相とリフキンズ外相が「特別なパートナーシップのための行動計画」、さらに日仏の間では一月一八日橋本首相とシラク大統領が東京で「二世紀に向けての日仏協力二〇の措置」⁽²⁸⁾に調印した。それぞれ、二国間の問題だけでなく、グローバルな問題に関する具体的な協力が約束された。

これら一連の動きは、植田が指摘するように、「欧州連合の現段階の共通外交安全保障政策は、加盟国政府間で合意できる分野での政策の共通化であるため、域外国は、欧州連合とその加盟国双方という二重の関係強化が必要となる」⁽²⁹⁾からである。外務省の浦部和好欧亜局長（一九九六年一月当時）は、わが国にとって今後新たな欧州外交の「五本の柱」を提案している。⁽³⁰⁾対話と協力のチャネルとして①日欧協力のレベルアップ（日・EU＋英仏独との首脳会議）、②アジアにおける協力（ASEAN拡大外相会議、ARF＋KEDO、ASEM）、③欧州における協力（OSCE＋欧州評議会）、④国内政策における協力（世界福祉イニシアティブ）、⑤グローバルな課題

解決のための協力（国連、G-7サミット、四極通商協議、WTOなど）である。しかし、皮肉にも多国間の協議と並んで、主要国との二国間関係の強化は、日・EU関係を相対的に希薄化させる危険性も内包しており、実際に希薄化させている印象を拭い切れない。そのひとつの原因が、EU側のCFSPの発展状況にあることは否定し難い。しかし、もうひとつの理由は、日本側にとって、理解し難いEUよりも、主要構成国との二国間関係の方が、伝統的に馴染み深いものであり、交渉がやり易いからである。

しかし、CFSPがアムステルダム条約で強化され、上級代表（理事会事務局長）が新設され、WEU（西欧連合）を吸収することによって軍事的な手段を持ちつつある。同時に、EC条約に基づいた対外関係も近年活発化しており、一九九九年一月の単一通貨、ユーロの導入によって、米国による独占状態に挑戦しようとしつつあり、国際政治経済のアクターとしてのEUの重要性は、わが国にとってもさらに重視する必要がある。

（三）ユーロ導入の影響

一九九九年一月六日、小渕首相はヨーロッパに旅立ち、フランス、イタリア、ヴァチカンおよびドイツを訪問して、一三日帰国した。自由党との連立の成否を留守部隊に託しての今回の訪欧には、四つのメッセージが込められていた。

第一は、わが国としてもEUのユーロ発足を積極的に評価し、これを機に国際金融システムの改革および通貨の一層安定に向けてヨーロッパと協力すること。第二に、日本経済再生のために思い切った施策をとり、九九年にプラス成長を実現することを目標としていること。このための説明には、堺屋経済企画庁長官と樋口経済戦略会議議長（アサヒビール会長）等が同行した。第三に、アジア経済危機に対する最大の支援国として危機克服

のために、引き続きヨーロッパおよび米国と協調し、協力を行うこと。第四に、二国間関係を強化し、各国首脳と個人的な信頼関係を構築すること。とくにフランスのジョスパン首相、一九九八年秋政権に就いたばかりのイタリアのダレーマ首相(旧共産党)とドイツのシュレーダー首相(社会民主党)とは初顔合わせであった。

ユーロの登場は、わが国としても円の国際化を初めて真剣に考える契機となっている。これまで政府、大蔵省、日本銀行は、多額の円がみずからのコントロールの効かない外国で保有されることを嫌い、円の国際化について消極的もしくは市場にまかせ中立的であった。小渕総理は、ユーロにエールを送るとともに、「円が国際的に活用される環境の整備を進めている」と語り、円の国際化推進を明確に表明した。さらに、国際通貨安定のためユーロと円のレートの安定が重要として、新たな為替協調体制を構築することをフランスおよびイタリアとの間で合意した。ドイツとは、若干ニュアンスが異なり、為替市場の動向をより注意深くモニターし、為替相場の不均衡やその原因を早い段階で正していくことで合意をみた。さらに、金融監督規制の強化、ヘッジファンド等国際的に活動する機関投資家に関する対策、為替制度の問題についての対応、IMFのプログラムおよび手続きの改革などについて、他のG-7諸国と協力しながら対処することになった。

このような合意は、一月一五日フランクフルトで行われた宮沢蔵相とラフォンテーヌ独蔵相、ストロスカール仏蔵相との個別会談および一五・一六日開催されたASEM(アジア・欧州会合)蔵相会合でも裏書きされた。

一連の首脳会談で唯一意見の一致をみなかったのは、国連改革の問題で、わが国とドイツの常任理事国入りに関しイタリアが、「目の前でドアを閉じられることになる」と反対を表明したことである。このイタリアのかたくな態度のために、EUの共通外交安全保障政策の枠組みでも、国連改革問題で共同歩調がとれないでいる。

当初、一九九八年一月以来の日・EU定期首脳会議の開催も考えられたが、九九年前半のEU議長国ドイツが

G―七の議長国でもあり、六月に予定されていたケルン・サミット時に行うことになった。その成果が冒頭で引用した共同プレス発表であった。

(四) 通商ラウンドのパートナーとしてのEU

一九九九年八月南フランスの各地で、マクドナルドの店が農民によっていやがらせを受けた。ことの起こりは、フランスを含むEUが、米国産の成長ホルモン剤使用の牛肉の輸入を禁止する措置を採択したことに対して、米国が七月からEU産の農産物の一部を輸入禁止の対抗措置をとったことである。対象となったフランス産のフォアグラやロックフォール・チーズの産地で、農民の怒りの矛先が「米国の食の象徴」とみなされたマクドナルドに向けられたわけである。

米欧間の農産物をめぐる摩擦の歴史は古く、EUの前身であるEECの下で、共通農業政策(CAP)が始動した一九六〇年代からあった。もっとも有名なのが、家禽をめぐる起きた「チキン戦争」であるが、EUがメーンバーを増すたびに、CAPの適用拡大によって貿易摩擦を経験してきた。

最近では、バナナをめぐる起きていた。EUは、旧植民地のカリブ海諸国からのバナナをロメ協定などで特別扱いし、結果として他の中南米諸国からのバナナの輸入を差別化してきた。米国系の多国籍企業が大きな影響を受けるため、米国政府がWTOに提訴し、EU側は敗訴している。

そこに成長ホルモン牛肉の問題が発生し、さらにホット・イシューになっているのは、遺伝子組み換え(GM)食品である。トウモロコシ、ナタネ、大豆、トマトなどで、害虫に強い、生産性が高い、日持ちがするなどの性質改良の他、一代限りで終わらせるターミネター技術の開発などがあるが、食品としての安全性、環境への

影響のみならず、商業上の利益もからんで、問題を複雑にしている。

このところ、EUは食品の安全について敏感になっていた。それも、一九九九年の五月末に発覚したベルギー産食肉のダイオキシン汚染や六月には同じベルギーで生産されたコカ・コーラ社製品の不純物混入事件などが続いていたからである。プロデイ新欧州委員会も、食品安全庁(仮称)の創設構想など、食品の安全対策を最優先課題とする方針を打ち出している。MG食品の問題は、対岸の火事ではない。すでに一九九六年からわが国はMG食品を輸入しており、現在は表示のみが議論されているが、より大きな問題になろう。

ともあれ、本年一月末から議論され始めたWTOの新ラウンドにおいて、日本とEUは、米国を相手に、同じ側に立つことが多くなりそうである。農業については、米国、カナダ、オーストラリアなど、完全自由化を求める「農産物輸出国グループ」に対抗して、日本とEUは、環境などの「農業の多面的機能グループ」を形成することが予想される。さらに、米国が新ラウンドで合意できた分野から順次実施する「早期收穫方式」を望んでいるのに対し、日本とEUは「一括受諾方式」を主張することが、予想されている。⁽³²⁾

(五) 参考となる「新大西洋アジェンダ」

今後、日・EU関係を一層強化する方法としては、「新大西洋アジェンダ」が参考になる。一九九五年一二月三日にマドリードで開催された米・EU定期首脳会議の席上、クリントン米大統領、スペインのゴンザレス首相、欧州委員会のサントーラ委員長が署名した「新大西洋アジェンダ」および「米・EU行動計画」⁽³³⁾は、一九九〇年一月二三日に調印された「新大西洋宣言」を基礎に、以下のような幅広い分野における具体的な共同行動に合意したものである。

① 世界中に平和と安定、民主主義ならびに開発を促進する……安定し、繁栄したヨーロッパへの共同作業（旧ユーゴ、中・東欧、ロシア・ウクライナ・他のCIS諸国、トルコ、キプロス）、中東和平過程の促進、世界の他の地域における責任の共有、開発協力・人道的支援、国際機関での協力、不拡散・国際軍縮、武器移転。

② グローバルな挑戦に應える……犯罪・テロ・麻薬取引撲滅、移民・庇護、法律および司法協力、環境保全、核の安全、衛生。

③ より緊密な経済関係と世界貿易の拡張に貢献する……多角的貿易システムの強化（WTOの定着、ウルグアイ・ラウンドの未解決問題——金融サービス、政府調達、知的所有権、新しい課題——環境、投資、競争、労働基準、市場アクセス、国際関税協力、不法支払）、新大西洋市場（a New Transatlantic Marketplace）、共同研究、信頼醸成、基準・認証・規制問題、動植物検疫問題、政府調達、知的所有権、金融サービス、税関協力、情報社会・情報技術・電気通信、競争、データ保護、運輸、エネルギー・バイオテクノロジー、安全・衛生、雇用・成長。

④ 大西洋に橋を架ける……大西洋ビジネス対話、科学技術協力の拡大、人的結びつき、情報・文化事前に目玉と期待された「米欧自由貿易地域」については、農産物の保護をめぐって合意ができなかったが、「新大西洋市場」を創設するために、関税の削減や撤廃、共通の基準認証範囲の拡大など非関税障壁の撤廃などを共同で研究することになった。このように非常に広範な分野で、米国とEUが総論から各論に向かうことについて合意したことは画期的なことである。

しかも、この余波は大きい。適合性評価に関する相互承認協定（MRA）がその例となっている。一九九九年六月の第八回日・EU定期首脳協議の最大の収穫は、適合性評価に関する日・EU相互承認協定の原則が合意さ

れたことである。すでに EU は、一九九七年六月に米国、カナダとの間で、相互承認協定を締結している。テレコミュニケーション、医療機器、電磁互換性、電気安全性、レクレーション用船舶、医薬品の六分野で、相互承認することによって、米国企業にとって、年間一〇億ドルもの経費節約になり、EU への輸出増加が期待されている。同様な協定は、一九九八年一〇月にオーストラリア（八分野）およびニュージーランド（七分野）との間でも、締結されている。EU とわが国の間でも、一九九五年五月から M R A に関して交渉が行われてきたが、やっとケルンでの日・EU サミットで情報通信端末機器、電気用品、化学品、医薬品の四分野での基本合意に達し、協定の正式調印に向けて作業が進められことになった。

六 おわりに

最近の日・EU 関係は、定期首脳協議がわずかに四〇分で終わるほど安定化している。しかし、それは、二つの側面から、日・EU 関係の相対的な重要性が低下していることを現している。

ひとつは、日本と EU を構成する主要国とのバイラテラルな関係強化であり、相対的に日・EU 関係に陰りがみえることである。これは、EU と構成国との権限という古くて、新しい問題を反映するものである。CFSP は、名称ほどに発展をみせていない状況にあって、国連の常任理事国を目指すわが国にとって、常任理事国およびその候補国との関係強化は、当然の選択なのかもしれない。しかし、その分欧州委員会および議長国を通じて EU との関係が疎かになる危険性をもっているのである。これは、日本側が EU をいかに認識するかの問題である。

もうひとつは、ヨーロッパ側がいかに日本を認識するかの問題であるが、ASEMの象徴されるEU・アジア関係の発展のなかで、日・EU関係が埋没する危険性がある。既述のように、日・米・EUの三極体制という考えに慣れてきたわが国にとって、米・EU・日本を含めたアジアという三極体制は馴染みのないものであり、マルチの外交下手であるわが国にとって決して居心地の良いものではない。さりとて、このチャネルはわが国およびEUにとって今後さらに重要になるフォーラムであり、育てていかなければならない。

今後数年の間、政治経済外交の分野でもっとも重要な課題のひとつは、WTOの新ラウンドである。すでに、一九九九年九月九―十三日オーストラリアで開催されたAPECの閣僚会議・首脳会議、一〇月九―一〇日ベルリンでのASEM経済相会合が開催され、一月三〇日―二月三日シアトルでのWTO第三回閣僚会議と続いた。わが国としても、立場の異なる米国、EU、発展途上国との間で、いかに自国の意見を主張し、最終的な妥協に導くか、その力量が問われている。最悪のシナリオは米欧結託であるが、ユニラテリズムに走りがちな米国に対して、EUと手を組む場面が増えることになろう。

このためにも、うたい文句だけではなく、実質的に、日本がEUにとって重要なグローバル・パートナーであり、EUにとっても日本が重要なグローバル・パートナーであることを常に想起させておかねばならない。米・EU関係が、一九九〇年一月の「大西洋宣言」から、一九九五年二月の「新大西洋アジェンダ」によって発展をみせたように、日・EU関係も、一九九一年七月の「共同宣言」から、さらなる関係強化に向けて、次の段階に進む時期にきていると考えられるのである。³⁾

(1) 外務省「第8回日・EU定期首脳協議の概要」平成十一年六月二〇日、「日・EU定期首脳協議に関する日・EU共同プレス発表」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/eu/eujp/6-3.html>, 6-3-1, html, 99/07/12.

- (2) 日・EC/EU関係のこころざし Chihito Hosoya, "Relations between the European Communities and Japan", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 18 No. 2, December 1989, 細谷千博・大隈宏「ECと日本」細谷千博・南義清編『欧州共同体 (EC) の研究——政治力学の分析』新有堂、一九八〇年所収。Albrecht Rothacher, *Economic Diplomacy between the European Community and Japan 1959-1981*, Aldershot, Gower Publishing Company Limited, 1983. Reinhardt Drifte, "The European Community and Japan", in Juliet Lodge ed., *Institutions and Politics of the European Community*, London, Frances Pinter, 1983. Gordon Daniels, "EC-Japan: Past, Present and Future", in Juliet Lodge ed., *The European Community and the Challenge of the Future*, London, Pinter Publishers, 1989. Toshiro Tanaka, "The European Community and Japan: Countdown to 1992", *Japan Review of International Affairs*, Vol. 2 No. 2, Fall/Winter 1989. Fernando Delage, *European Community Policy Towards Japan 1985-1990* (MA Thesis to Keio University), March 1991. Kensei Iwaki, "View from Japan: Asymmetries in the Evolving European-Japanese Dialogue", in Reinhardt Runnel ed., *Toward Political Union*, Baden-Baden, Nomos Verlagsgesellschaft, 1992. 石川謙次郎『ECの挑戦 日本の対応』中央公論社、一九九〇年。石川謙次郎『EC統合と日本——もうひとつの経済摩擦』清文社、一九九一年。田中俊郎編『EC統合と日本——ポスト一九九二年に向けて』日本貿易振興会、一九九一年。小久保康之「日米関係とEC——兄弟に嫉妬する兄嫁」、木村昌人・高杉忠明編『パール・ハーバー五〇年 日本・アメリカ・世界——変容する国際社会と日米関係』東洋経済新報社、一九九一年所収。Thomas Bourke, *Japan and the Globalisation of European Integration*, Aldershot, Dartmouth Publishing Company Ltd., 1996. 高柳先男編『ヨーロッパ統合と日欧関係——国際共同研究』中央大学出版部、一九九八年。田中俊郎『EUの政治』岩波書店、一九九八年、第一章第三節がある。
- (3) The Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Relations between the Community and Japan", COM (88) 136, final Brussels, 15. 03. 1988.
- (4) Simon Nuttal, House of Lords, Select Committee on the European Communities, Relations between the Community and Japan, *HL Paper*, 65, Session 1988-89, London, HMSO, 1989, p. 31.

- (e) Paulo Cecchini ed., *The European Challenge 1992: The Benefit of a Single Market*, Aldershot, Gower, 1988. 邦訳、田中素香訳、『EC市場統合・一九九二年——域内市場完成の利益』東洋経済新報社、一九八八年。
- (6) Willy De Clercq and Leo Verhoef, *Europe back to the Top*, Brussels, Roullarta Book, 1990, p. 66.
- (7) 政務担当外務審議官であった小和田は、一九九〇年六月一日パリで以下のように講演している。「基本的に、われわれはEC市場統合を歓迎します。これによってEC経済がふたたび活性化され、ひいては世界経済の成長と繁栄につながるでしょう。さらに重要なことは、より強い欧州は世界経済の繁栄に資するだけでなく、日本もその一員である西側民主主義同盟を政治的に強化することになるのです。これこそ、とりわけ米国と日本が期待する欧州像です。外部との競争を意識していたずらに防御態勢を構える欧州であって欲しくないので。その意味で、ECのさまざまな指導者が繰り返し強調している『EC市場統合はEC域外諸国に開かれている』という言葉を歓迎するのです。しかし同時に、小和田は、ECによる新障壁を設ける意図を正当化する相互主義発動の危険性、ダンピング防止法と原産地規則規制にみられる保護主義的な傾向、部品ダンピング防止税の導入、対日差別数量制限の存在について、建設的協調関係の健全なる発展を妨げるものとして批判している（小和田恆『参画から創造へ——日本外交の目指すもの』都市出版、一九九五年、二三四頁）。
- (8) 日本貿易振興会「在欧・トルコ日系企業（製造業）経営実態——第一五回実態調査報告」、一九九九年、三月、一〇頁、第一表。
- (9) 小和田恆「聞き手」山室英男『外交とは何か』NHK出版、一九九六年、一九九頁。
- (10) 通商産業審議官であった畠山襄は、『アンドリーセン副委員長とだいぶやったんですが、日本の現地生産車の販売量を制限する内容のサイドレターを受け取らない限り、明日の日・EC共同宣言のサインは行わない、と言うんですわ』と私。それに対し、間髪入れずに小和田さんは言った。『畠山さん。そんなことなら日・EC宣言なんていらないよね』と、当時の緊迫した状況を伝えている（畠山襄『通商交渉 国益を巡るドラマ』日本経済新聞社、一九九六年、二一〇頁）。
- (11) 日・EC共同宣言の仮訳と英文テキストは、例えば外務省経済局国際経済第一課「何でもわかる日経済関係」平

成二一年九月、七九一八六頁にある。

- (12) 同右、協力の枠組み(四六一四七頁)、最近の日・E C の間の主要行事(年表)(七六一七八頁)。
- (13) The Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "A Consistent and Global Approach: A Review of the Community's Relations with Japan", *Agence Europe*, Documents No. 1779/80, 06. 06. 1992.
- (14) Brian Bridges, "EC-Japan Relations: In Search of a Partnership", London, RIIA, 1992, 邦訳は、田中俊郎・菅陽子訳「E C ・日本関係——パートナーシップを求めつ」『JIIA Paper』1992/No. 4, 日本国際問題研究所、一九九二年。
- (15) 日・E C 経済関係研究会編『日・E C 経済関係 明日への提言——真のパートナーを目指して』日・E C 経済関係研究会、一九九二年一二月(通称、真野レポート)。
- (16) The Japan Forum on International Relations, Inc., "The Policy recommendation on Political Cooperation with Europe: Japan's Agenda for 21st Century", The Japan Forum on International Relations, Inc., Tokyo, November 1993.
- (17) Simon Nuttall, "Japan and the European Union: Reluctant Partners", *Survival*, Vol. 38 No. 2, Summer 1996, pp. 104-120.
- (18) 『月刊 ヨーロッパ』第二二〇号、一九九八年三／四月号、三二頁。
- (19) The Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Europe and Japan: The Next Step", COM (95) 73, final Brussels, 08. 03. 1995.
- (20) *Ibid.*
- (21) 貿易の数字は、外務省経済局国際経済第一課「何でもわかる日経済関係」平成二一年九月、三四頁参照。
- (22) 『朝日新聞』一九九九年九月一八日。
- (23) 規制緩和に関するE U 提案リスト。外務省のホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/area/eu/>

- eu/jp/f/eulist.htm, 98/12/29.
- (24) EUにおける規制・市場アクセスに関する日本側要望項目。外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/area/eu/eujp/t/eu2.htm>, 98/12/29.
- (25) The Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Towards a New Asia Strategy", COM (94) 314, final Brussels, 13. 07. 1994. 邦訳は、田中素香・佐藤秀夫・李新明訳「新アジア戦略のために」, *TERG Discussion Paper* No. 141, 東北大学経済学部がある。解説は、田中俊郎「欧州連合 (EU) 対アジア関係——欧州委員会の文書を中心にして」, 『法学研究』第六八巻第一号、一九九五年一月を参照されたい。
- (26) ASEM については、田中俊郎「アジア・欧州関係の新展開——ASEMの誕生と発展」、添谷芳秀・赤木完爾編『冷戦後の国際政治——実践・政策・理論』慶應義塾大学出版会、一九九八年所収、Toshiro Tanaka, "Asia-Europe Relations: The Birth and Development of ASEM", *Keio Journal of Politics*, No. 10, 1999 がある。
- (27) 日下 淳「欧州と日本、アジア」、財団法人 日本国際問題研究所編『欧州連合の変容とその対日・アジア政策』(平成九年度自主研究報告書)、一九九八年三月所収、六〇頁。
- (28) 日独、日英、日仏の協力に関する文書は、外務省のホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/b_v/seisho97/1st/247-257.htm, 98/12/22, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaidan/yojin/arc_96/je_kodo.htm, 98/12/24, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaidan/yojin/arc_96/france/f_sochi.htm, 98/12/22 をみる。概要は、植田隆子「欧州復興と日本——冷戦終結後の日欧関係の展開」, 『国際政治』第一一四号、一九九七年三月、二〇一—二〇二頁を参照されたい。
- (29) 植田隆子、右論文。二〇〇頁。
- (30) 浦部和好「新たな欧州外交の模索——日欧協力の『五本柱』」, 『外交フォーラム』第九九号、一九九六年十一月、一九—二〇頁。
- (31) EC/EU における EPC (欧州政治協力) から CFSF (共通外交安全保障政策) の発展と問題点については、

Toshiro Tanaka, "Euro-Japanese Political Cooperation: In search for new roles in International Politics", *Keio Journal of Politics*, No. 5, 1984. Toshiro Tanaka, "EPC in the World: A View from Japan", 『法学研究』第六八巻第二号、一九九五年二月。きんざい 日欧政治対話について Toshiro Tanaka, "Japan and the European Union: Past, Present and Future", 財団法人 日本国際問題研究所編『欧州の拡大に係わる課題と日欧関係』(平成七年度外務省委託研究報告書)、一九九六年一月所収。Joan Escoda Sarobe, "The Euro-Japanese Security Dialogue in the Post-Cold War World", *Keio Journal of Politics*, No. 8, 1995. Julie Ann Gilson, "The Institutionalisation of Political Dialogue between Japan and the European Union: Rethinking Cooperation in the Post-Cold War World (A Dissertation submitted for the Degree of Doctor of Philosophy, University of Sheffield), January 1997. Shortly will appear in a book from Macmillan, London など参照された。

(32) 『日本経済新聞』一九九九年、一〇月三三夕刊、『朝日新聞』一九九九年、一〇月二四日参照。

(34) The New Transatlantic Agenda and Joint EU-US Action Plan, <http://europa.eu.int/comm/dg01/agenda.htm>: apindx.htm, 99. 10. 28.

(34) 著者は、米・EU関係と同様なステップで、日・EU関係をさらに強化することを一九九六年の時点から主張してきた。例えば、田中俊郎／中西輝政／真野輝彦／谷崎泰明「座談会 拡大・深化は進むか——統合の行方」『外交フォーラム』第九九号、一九九六年十一月、五五頁。

〔付記〕 なお、本稿は、平成一一年度科学研究費補助金(国際学術研究)「日・EU政治関係の研究」による研究成果の一部である。記して感謝の意を表します。

〔追記〕 河野外相は、二〇〇一年一月八日から一五日まで、イタリア、英国、フランスを訪問し、ブリュッセルでも第九回日・EU閣僚会議に出席したが、一月一三日、フランス国際関係研究所(IFRI)で講演し、「日欧ミレニアム・パートナーシップ」の構築を求めて、二〇〇一年より一〇年間を「日欧協力の一〇年」とすることを提唱した。